

意見書

平成 13 年 12 月 28 日

総務大臣 殿

郵便番号 103 - 0015

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくにほんぼしほごぎちよう

住 所 東京都中央区日本橋箱崎町24 - 1

(ふりがな) びーびーてくのろじーかぶしきがいしゃ

氏 名 ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし

代表取締役社長 孫 正義

電気通信事業法第96条の2項に基づき、別紙のとおり意見の申し出を行います。

- 以上 -

意見の申し出

BB テクノロジー株式会社

平成 13 年 12 月 28 日

ADSL サービス申込時に回線名義人の確認を必要とする問題について

対象：

東日本電信電話株式会社（NTT東日本）および西日本電信電話株式会社（NTT西日本）

申出理由：

東西 NTT に ADSL のサービスを申込みの場合に、名義人の確認を必要とすることについては、総務省の情報通信審議会答申「IT 時代の接続ルールの在り方について」において、名義人確認を迅速に処理するために OSS（Operation Support System）の開放を行うことが提言されており、今後検討を行って行くとされていますが、本意見は OSS の開放実現には時間を要すると考えられるため、現在必要とされている名義人の確認の省略による早期の問題解決を要望するものです。

現状：

弊社が利用者からのサービス申込みにより、NTT加入者線へのDSL信号を重畳するサービス（利用回線型DSLサービス）の申込みを行う場合において、NTT東西は電話の契約者名義（回線名義人）と同一の申込者氏名に限り申込みが可能としています。現実の問題として、ADSL サービス申込者と電話の契約者名義が異なることが数多く存在します。

申込者氏名が、電話の契約者名義が異なる場合には、東西NTTは、弊社からの申込を拒絶し回線名義人による申込のやり直しを要求します。その場合弊社は、利用者から正しい名義人情報を入手し、再度東西への申込みを行う必要があります。その結果、弊社の事務処理が煩雑化し、利用者へのDSLサービス開通が遅延する原因となっています。

一方、東西NTTが実施しているフレッツADSLサービスの申込においては、116番でサービスの申込を受け、申込者氏名が回線名義人と異なっている場合に、自ら保有するのデータベース（OSS）を参照して、申込者に対して正しい回線名義人情報を伝え、その回線名義人によるサービス申込みの同意を求めることにより申込処理を円滑に実施しています。

問題：

（１）必要性の根拠が無い名義人確認の要求

東西 NTT は、ADSL のサービスを申込時に、NTT とユーザとの間で債権、債務関係が発生するために、申込人の本人性を確認する必要があり、その手段として名義人確認が必要であると述べていますが、本人性の確認の方法が名義人確認だけに限定される合理的な

理由は存在しません。現実に、東西 NTT は法的には証拠とならない 116 において電話による「なりすまし」等が可能な方法により、本人性確認（名義人確認）を採用しながら、一方弊社には、名義人による申込みを求めています。

（２）独占的な設備（OSS）による差別的な要求

東西 NTT は NTT の独占的支配たる電話サービスのために作られてデータベースである OSS を利用して、名義人の確認処理を行っています。しかし、弊社は、OSS を利用することができません。東西 NTT しか利用できない OSS にアクセスする以外に正しい情報が得ることできない名義人の確認を DSL 申込みの手続きとして弊社に要求することは、独占的に保有する設備を利用した差別的な行為であり、公正競争の確保を阻害しています。

要望：

本人性確認の方法として、名義人のほか電話利用者である電話利用料支払い者の氏名による申込みも可能とし、名義人確認を省略することによる ADSL 申込み手続きの簡素化が行われ、東西 NTT と弊社の公正競争条件が確保されることを要望します。

- 以上 -